

平成 26 年 9 月 12 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 姫野 泰啓(3814)

災害対策調整係長 堀田 朋寛(2830)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

8 月 19 日からの大雨による被害状況及び対応について

8 月 19 日からの大雨による 9 月 12 日 13 時時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

厚生労働省
平成 26 年 9 月 12 日
13 時 00 分 現在

8 月 19 日からの大雨による被害状況及び対応について

1 厚生労働省における対応（9/12 13:00 現在）

- 8 月 20 日 14:30 厚生労働省省内連絡会議を開催
田村厚生労働大臣からの指示を伝達
- 8 月 22 日 12:05 厚生労働省災害対策本部を設置
15:00 第 1 回厚生労働省災害対策本部会議を開催

2 DMAT・ドクターヘリ等の活動関係（9/12 13:00 現在）

- 広島県で DMAT 派遣要請（8/20 07:55）
DMAT 活動終了（8/21 18:15）
- 広島県ドクターヘリが患者搬送を実施
- 広島県からの応援要請に基づき、島根県ドクターヘリが広島県へ出動（8/20 撤収）
厚生労働省は、中国地方のドクターヘリの派遣・待機に係る調整を支援

3 被災者の健康管理（9/12 13:00 現在）

- 広島市において、避難者数が多い避難所（3 か所）に保健師を常駐させている（日中 6 名、夜間 2 名）。また、保健師等が健康相談のために各避難所を巡回している。広島県からも、広島県災害時公衆衛生チームとして、保健師、薬剤師や理学療法士等を避難所に派遣（9/1 からは県内市町からの保健師も広島県災害時公衆衛生チームとして参画）。（9/12 10:00）
- 広島県薬剤師会が避難所における医薬品に対するニーズを確認し、消毒剤、解熱鎮痛剤、胃腸薬等を供給（8/26 ～ 9/8）
- 広島市から広島県に DPAT 派遣要請（8/22 16:02）
DPAT 出動（8/22 19:00）
広島県が子どものこころの問題を専門に扱う医師のいる DPAT を 1 チーム新たに編成（8/25）。
広島県 DPAT 4 チームをニーズに合わせて避難所に順次派遣し（27 日時点 7 か所）、

避難所担当の保健師から状況の聞き取りや診察希望者等への診察を行っているところ（8/28 11:00）。

大学や精神科病院・診療所からなる「広島精神医療ネットワーク」が DPAT 活動の支援を開始（8/28 16:00）。

8 月 30 日から「広島精神医療ネットワーク」の診療所のスタッフにより構成される DPAT を 1 チーム新たに編成し、対応開始した（8/30）。

9 月 2 日から各病院のスタッフにより構成される DPAT を 1 チーム新たに編成し対応開始した。

9 月 3 日から広島大学のスタッフにより構成される DPAT を 1 チーム新たに編成し対応開始した。

広島県で計 7 チームの DPAT をニーズに合わせて避難所に順次派遣し（9 月 8 日時点 9 か所）、避難所担当の保健師から状況の聞き取りや診察希望者等への診察を行っているところ（9/9 12:00）。

- 広島市の要請により、広島県歯科医師会において、避難所（1 か所）に口腔保健相談等のために歯科医師等を派遣（9/7 活動停止）
- 広島県看護協会においては、災害支援ナースを避難所（3 か所×2 名）に派遣し、避難所での健康支援を行っている。（8/28 13:00）
- 広島県災害時公衆衛生チームが避難所を訪問し、リハビリ指導を実施中。
 - ・ 8 月 26 日まで、延べ 8 チームが 9 避難所を訪問し、集団・個別のリハビリ指導を実施。
 - ・ 8 月 27 日から、6 避難所に、各 1 チームが昼間常駐。
 - ・ 9 月 6 日～7 日は、新潟大学・広島大学等のグループによる「エコノミークラス症候群」予防の検診に同行。
 - ・ 9 月 7 日から二次避難所が 1 か所開設。6 避難所に、リハチームが昼間常駐。1 避難所は、1 チームが巡回。
- 避難所におけるエコノミークラス症候群対策について技術的支援を実施（8 月 28 日）。

4 医療施設被害状況（9/12 13:00 現在）

- 広島県で 28 か所被災（床上浸水、床下浸水、落雷により CT 故障、人的被害なし）

5 社会福祉施設被害状況（9/12 13:00 現在）

- 広島県で 25 か所被災（床上浸水、施設の一部が流出、停電・断水等、人的被害なし）
- 安佐北区と安佐南区の社会福祉施設等に対し、入浴受入れの要請を行い、下記のとおり受入れ可能となっている。
 - ・ 安佐北区 : 36 か所（210 名程度）
 - ・ 安佐南区 : 43 か所（280 名程度）
 - 計：79 か所（490 名程度）

※ 8月29日（金）18時現在

※ 受入れ可能人数は見込みであり、状況によって変動する。

- 入浴受入れ施設名等については、避難所において、情報提供をおこなっている。

6 保健衛生施設被害状況（9/12 13:00 現在）

- 広島県で1か所被災（床上浸水、人的被害なし）

7 水道の被害状況（9/12 13:00 現在）

（1）断水状況

県、市町村名	最大 断水戸数	現在の 断水戸数	断水期間	被害状況
【広島県】 広島市（上水道）	2,757戸	90戸（※）	H26.8.19 ～	土砂災害、道路陥 没による配水管の 破損 （※）全壊家屋は 除く
安芸高田市 （八千代簡易水道事業）	22戸	0戸	H26.8.19 ～8.20	配水管の破損 （復旧済み）
	計2,779戸	計90戸		

（2）応急給水

広島県広島市（広島市水道局で対応）

- ・ 安佐南区（緑井8丁目、緑井7丁目高台、八木3丁目）応急給水中
 - ・ 災害対応用給水栓を緑井8丁目に3箇所設置、緑井7丁目に2箇所設置、八木地区に4箇所設置
 - ※ 状況に応じて増設（広島市水道局2班パトロール実施）
 - ※ 給水拠点（上緑井幼稚園）は8/28 14:00で終了
 - ※ 緑井7丁目は家屋内給水管の漏水対応として設置。
- ・ 各戸配布 要望に応じて実施
 - 対応実績： 6戸（8/24）、0戸（8/25～8/30）、1戸（8/31）、0戸（9/1～9/11）
 - ※ 各避難所は、通常の給水を確保している。
 - ※ 断水区域は避難指示区域に該当するため、大多数の住民は避難所等に

避難中の模様。

- ・ 緑井・八木地区の断水（計 90 戸）の今後の復旧作業、予定等
現在断水している地区の中で、道路とともに配水管が流出している箇所は、道路復旧に併せて水道管を復旧する予定。
- ・ 断水地域の全半壊家屋の状況
※ 緑井・八木地区の断水戸数 90 戸は、断水区域内の給水契約数から全壊戸数を除いて試算している。断水地域における全半壊家屋の状況は調査中。

8 雇用促進住宅の提供について（9/12 13:00 現在）

- 広島市内及び周辺の雇用促進住宅入居可能戸数 97 戸（平成 26 年 9 月 11 日時点）

広島市内	83 戸（即入居可能 38 戸、簡易修繕後入居可能 45 戸）
周辺地域	14 戸（即入居可能 3 戸、簡易修繕後入居可能 11 戸）

（※ 簡易修繕については、早急に行うよう厚生労働省から（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に指示済）
- 雇用促進住宅の情報を、広島市に情報提供。なお、広島市からの要望や入居希望状況を踏まえ、上記以外の空き住戸の入居の可能性を精査中
- （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛に職業安定局長名で、家賃無償等の取扱を示した雇用促進住宅の提供要請通知を发出（職発 0826 第 1 号 平成 26 年 8 月 26 日付）

9 広島労働局及び中国四国厚生局における取組について（9/12 13:00 現在）

- 広島労働局
 - ・ 8/21 第 1 回 8.20 大雨災害広島労働局連絡会議 開催
 - 8/25 第 2 回 8.20 大雨災害広島労働局連絡会議 開催
 - 8/29 第 3 回 8.20 大雨災害広島労働局連絡会議 開催
 - 9/ 5 第 4 回 8.20 大雨災害広島労働局連絡会議 開催
 - ・ 8/21 特別相談窓口を設置。
相談件数：（9/11 までの累計）222 件（主に雇用保険、休業手当に関する相談）
 - ・ 9/5 広島労働局長より、災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について関係機関に要請（公共工事発注機関（10 機関）及び建設業関係団体（3 団体））。
- 中国四国厚生局
 - ・ 8/21 中国四国厚生局災害対策委員会を設置
 - 8/27 第 1 回中国四国厚生局災害対策委員会会議を開催
 - 9/ 3 第 2 回中国四国厚生局災害対策委員会会議を開催
 - ・ 8/21 豪雨災害特別相談窓口を設置。
相談件数：（9/11 までの累計）10 件（主に社会福祉法人の整備費に関する相談）

10 災害ボランティアセンター設置状況（9/12 13:00 現在）

○ 広島県

・ 広島市

安佐南区：8/22 災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集・受付を開始。

8/22 ～ 9/9 まで延べ約 18,639 人が参加。

9/10 は 770 人が参加。

安佐北区：8/22 災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集・受付を開始。

8/22 ～ 9/9 まで延べ約 9,383 人が参加。

9/10 は 178 人が参加。

- ボランティアの募集・受付をホームページにより周知しているが、さらにフェイスブックも活用して、受付状況に加えて活動状況等の周知も行っている。
- 8 月 27 日より災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの氏名、活動日等を記入する青いシールを発行し、ボランティアの方々の胸に貼って活動していただいている。
- 8 月 30 日、8 月 31 日は、休日につき、多数のボランティア参加希望者見込まれるため、近隣社協からの職員派遣、ボランティアの参加を得て、災害ボランティアセンターの運営体制を強化
- 9 月 4 日から県外ボランティア団体の受付を開始。9 月 9 日から活動開始。

11 被災家庭乳幼児の保育所における受け入れ状況（9/12 13:00 現在）

- 広島市において、被災した幼い子どもがいる家庭を支援するため、安佐南区及び安佐北区の 6 か所の公立保育所、及び市内の 70 か所の私立保育所で、無料で乳幼児の受け入れを実施。

【公立保育所における受け入れ状況】

- ・ 8 月 26 日 安佐南区 3 保育所で 4 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 8 月 27 日 安佐南区 3 保育所で 5 名の受け入れ
- ・ 8 月 28 日 安佐南区 2 保育所で 2 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 8 月 29 日 安佐南区 3 保育所で 5 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 8 月 30 日 安佐南区 2 保育所で 3 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 8 月 31 日 安佐南区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 9 月 1 日 安佐南区 2 保育所で 2 名の受け入れ
- ・ 9 月 2 日 安佐南区 2 保育所で 3 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 9 月 3 日 安佐南区 2 保育所で 3 名、安佐北区 1 保育所で 1 名の受け入れ
- ・ 9 月 4 日 安佐南区 1 保育所で 2 名の受け入れ
- ・ 9 月 5 日 安佐南区 1 保育所で 2 名の受け入れ
- ・ 9 月 6 日 安佐南区 1 保育所で 2 名の受け入れ

・ 9 月 7 日 安佐南区 1 保育所で 2 名の受け入れ

12 被災地域における生活環境支援サービスの状況（9/12 13:00 現在）

- 被災地周辺地域の公衆浴場、スポーツクラブ、ゴルフクラブ及び高齢者施設等の入浴施設において、無料入浴サービスを実施中。
- 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合においては、広島市の要請により調整を行い、3 か所の宿泊施設（計 14 部屋）を最長 1 か月をメドに提供。また、組合以外の宿泊施設についても、広島市において調整し、確保されている。

13 通知等の発出状況（9/12 13:00 現在）

（1）医療保険関係

- 8 月 20 日に各医療保険者等及び関係機関に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知
※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知
- 「平成 26 年 8 月 19 日からの大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について」（8 月 20 日）
被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡
- 平成 26 年 8 月 15 日からの大雨災害及び 8 月 19 日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8 月 22 日）
被災に伴い被災者が公費負担医療受診に際し必要な関連書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を各都道府県、公費負担医療関係団体に連絡
- 「平成 26 年 19 日からの大雨災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（8 月 22 日）
被災に伴い被災者が原子爆弾被爆者援護法に基づく公費負担医療受診に際し必要な関係書類等を提示できない場合においても、受診が可能である旨を広島市に連絡

（2）雇用保険関係

- 特例的な失業給付の支給
8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

（3）被災した要援護障害者等への対応について

8 月 20 日の広島市の災害救助法の適用を受け、広島県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を

依頼。

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

8月20日の広島市の災害救助法の適用を受け、今般の災害により被災した世帯の要介護者の対応について、保険者に対し、特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨通知した。

(5) 生活環境支援関係

- 「平成26年8月19日から大雨による被災者等の要援護者への緊急対応について」（8月25日）

被災者等の入浴支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対し要請。

- 「平成26年8月19日から大雨による被災者等の要援護者への緊急対応について」（8月26日）

被災者等の入浴支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、公益社団法人日本サウナ・スパ協会に対し要請。

(6) 避難所での支援関係

- 「広島県の大雨による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について」（8月28日）

広島県に対し、被災者のエコノミークラス症候群に対して、避難所等で適切な対応を行えるよう、予防に関するQ&A等を送付。